

茨城県「核燃料等取扱税」の新設（更新）について

1. 新設（更新）の理由 [茨城県協議書抜粋]

昭和 53 年 10 月に法定外普通税として核燃料税を創設、その後 3 度にわたって更新を行い、また、平成 11 年 4 月にその内容を拡充した核燃料等取扱税を創設し、4 度にわたって更新を行い（中略）、これらの税収は、原子力事業に係る安全対策の充実や防災減災対策の強化等、原子力施設の立地に伴う財政需要に対応するための財源として積極的に活用してきたところであります。

（中略）

原子力施設の立地に伴う財政上の措置としては、発電用施設の立地促進を図るために設けられた電源三法に基づく交付金制度があり、一定の効果を上げているものの、当該制度のみで、すべての財政需要に対応することはできない状況にあります。

このような状況から、本県では、他道県の動向や、原子力発電所が稼動していないこと及び使用済燃料再処理施設が廃止措置中であること等の各原子力事業者の状況を踏まえるとともに、税収の安定的確保及び地域住民の安全の一層の確保の観点から、税率引き上げ及び新たに「原子炉施設における使用済燃料の保管」を課税客体に加えるなどの変更を行った上で今回、核燃料等取扱税を新設（更新）しようとするものであります。

2. 概要 [茨城県協議書より]

課税団体	茨城県
税目名	核燃料等取扱税（法定外普通税）
課税客体	① 原子炉の設置 ② 核燃料の挿入 ③ 原子炉施設における使用済燃料の保管 ④ 使用済燃料の受入れ ⑤ 再処理施設における使用済燃料の保管 ⑥ 高放射性廃液の保管 ⑦ ガラス固化体の保管 ⑧ プルトニウムの保管 ⑨ 放射性廃棄物の発生 ⑩ 放射性廃棄物の保管
課税標準	① 原子炉の熱出力 ② 挿入された核燃料の価額 ③ 課税期間内において保管する使用済燃料（保管期間が5年を経過したものに限る。）に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④ 課税期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤ 課税期間内において保管する使用済燃料（当該課税期間内において受け入れたものを除く。）に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑥ 課税期間内において保管する高放射性廃液の数量 ⑦ 課税期間内において保管するガラス固化体に係る容器の数量 ⑧ 課税期間内の12月31日において保管するプルトニウムの重量 ⑨ 課税期間内において容器への封入等が行われた放射性廃棄物に係る当該容器の容量 ⑩ 課税期間内において保管する放射性廃棄物（当該課税期間内において容器への封入等が行われたものを除く。）に係る容器の容量
納税義務者	①～③ 原子炉設置者 ④～⑦ 再処理事業者 ⑧～⑩ 原子力事業者
税率	① 34,000円／千kw（3か月） ② 100分の8.5 ③ 1,500円／kg ④ 60,100円／kg ⑤ 1,500円／kg ⑥ 2,263,000円／m ³ ⑦ 1,219,000円／本（420本を超える数量にあつては、1,401,000円／本） ⑧ 5,100円／kg ⑨ 106,000円／m ³ ⑩ 5,100円／m ³
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）2,618百万円
非課税事項	国及び県並びに国立大学法人に対しては、本税を課さない。
徴税費用見込額	約17万円
課税を行う期間	5年間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

3. 同意要件との関係

核燃料等取扱税について、地方税法第 261 条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

（1）国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

① 課税標準

発電事業に関連する税としては、電源開発促進税（国税）があるが、核燃料等取扱税の課税標準は「原子炉の熱出力」、「挿入された核燃料の価額」、「（原子炉施設で）保管する使用済燃料（保管期間が5年を経過したものに限る。）に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量」、「受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量」、「（再処理施設で）保管する使用済燃料（当該課税期間内において受け入れたものを除く。）に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量」、「保管する高放射性廃液の数量」、「保管するガラス固化体に係る容器の数量」、「保管するプルトニウムの重量」、「容器への封入等が行われた放射性廃棄物に係る当該容器の容量」及び「保管する放射性廃棄物（当該課税期間内において容器への封入等が行われたものを除く。）に係る容器の容量」であり、一方、電源開発促進税は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にしている。この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を同じくするものは認められない。

② 住民の負担

本件条例による税負担については、ほとんどを特定納税義務者が占めるが、特定納税義務者である日本原子力発電(株)は、令和4年度の年間売上高が922億円の企業であり、同じく特定納税義務者である日本原子力研究開発機構は、同年度の経常収益が1,592億円の国立研究開発法人である一方、本件条例による負担は日本原子力発電(株)が約8.8億円/年、日本原子力研究開発機構が約14億円/年であり、著しく過重な負担となるとはいえないと考えられる。なお、特定納税義務者2者以外の納税義務者である各企業においても、本件条例による負担は売上規模に対して著しく過重な負担となるとはいえないと考えられる。

また、仮に核燃料等取扱税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、標準家庭1世帯当たり4.6円/月と見込まれ、今回の更新によって、住民の負担が著しく過重となるとはいえないと考えられる。

したがって、国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となるとは認められないと考えられる。

(2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること

核燃料等取扱税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること。」には該当しないものと考えられる。

(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところであり、また、エネルギー基本計画においては、原子力利用を進めていく上で、立地地域との共生に向けた取組が必要不可欠とされているところである。

茨城県は原子力発電所立地県として、核燃料等取扱税の税収も活用しつつ、緊急時避難用道路の整備、臨界事故周辺住民等に対する健康相談・健康診断、核燃料物質等の輸送警備など、原子力安全対策を講じている。

したがって、核燃料等取扱税は、安全性の確保や地域との共生を図る国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「1及び2に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。